

保護者各位

茅ヶ崎市こども育成部保育課

「育児休業中の在園児の継続入所」の取扱いについて

日頃より本市の保育行政に御理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠））の施設に在園の場合は次のとおりの取扱いとなります。ご確認ください。

【育児休業中の在園児の継続入所とは】

育児休業中は、基本的に保護者の方が育児のため家庭で過ごしているため、保育の必要性がありません。そのため、在園児は原則退園となります。

しかし、在園児童の環境に配慮し、児童福祉の観点から必要があると認める場合のみ、市内における保育の実情を踏まえた上で、継続入所を認めています。本市においては、育児休業の対象となっている児童が満1歳になる日の月末まで育児休業入所継続を認めています。

育児休業の対象となっている児童が認可保育所等の入所を希望し申し込みしたものの、やむを得ず待機となり、育児休業を延長することとなった場合は、原則として当該児童が1歳6か月になる日の月末まで継続入所が可能となります。

《卒園後連携園を希望する方》

連携入所後も「育児休業中の在園児の継続入所」が可能となります。

《連携園が設定されていない・卒園後連携園を希望しない方(注)》

3歳児クラス以降も保育を希望する場合、翌年4月の入所申込みが必要となります。

切れ目なく4月に認可保育所等に入所となった場合は「育児休業中の在園児の継続入所」が可能となります。

(注)：卒園後連携園を希望しない方で、保育所等入所利用調整基準（「保育所等のしおり」における「茅ヶ崎市内の家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠）を利用している+8点」）に該当しない方へ

3歳児クラス4月入園審査において、上記8点の加点がないことにより待機となる可能性があります。あらかじめ御承知おきください。保育所等の入所申込みは第6希望まで希望することができます。希望する保育所等を多くすると入所できる可能性は高くなりますので、見学などをしたうえで複数の保育所等を希望することを御検討ください。5歳児クラスまで対象の認可保育所等（茅ヶ崎市内）の情報は「保育所等のしおり」で御確認ください。

※上記内容は今後変更となる場合があります。

事務担当 こども育成部保育課認定担当
電話 0467-82-1111 内線 2151～7